

工事の施工管理と完成検査

工事が適正かつ円滑に実施されるように、着工前に業者と打ち合わせ、定められた基準にしたがって施工されるよう確認します。完成後も現地確認の検査が必要です。

Q 施工中の工事の管理をどうする？

A 図面に基づいて工事を実施する際は、適正に施工が行われるように、施設の管理者（市町や土地改良区など）が定めた基準に基づいて、施工業者に責任をもって進行管理（施工管理）を行ってまいります。事前に施工管理を行う監督者が誰であるのかを確認しておく必要があります。必要に応じて工事の進行計画を表した「工程表」や「使用材料一覧表」などを提出してもらいましょう。

(注) 工事内容に変更が生じた場合は、変更契約を結ぶ必要があります。

Q 完成検査はどう行う？

A 工事が完成したら、施工業者から完成届や出来形図面、完成写真などを提出してもらいます。また、活動組織では契約通りに施工が行われたかどうかを、提出された図面や写真などを参考に現地で検査します。その際に、専門的な知見や技術が必要な場合は、市町、土地改良区など専門家の指導、助言を得ながら検査を行うとよいでしょう。また、市町や土地改良区などが施設管理者で、それらの団体が検査方法を定めている場合には、その方法にしたがって検査を行います。なお、現場が正しく施工されることを確認したら、工事の引渡しを行い、請求書に基づいて支払いを行います。

(注) 長寿命化の活動について、市町は活動期間中に1回以上現地確認を行うことになっているため、あらかじめ準備しておきましょう。

※ 業者との打ち合わせや施工中の現地確認などの立会状況を写真撮影しておくことを忘れないようにしましょう！



水路のゲート更新の前に業者と現地確認を実施



施行前に図面を使用して現地で業者から説明を受ける



更新した水路の完成検査を行う

